

5-③ 練馬区立保育所延長保育実施基準表

◆ 練馬区立保育所延長保育実施基準表

保育指数（世帯の状況）			
番号	細 目		保育指数
1	延長保育実施時間帯に保育を必要とする状況	(1) 週 5 日（または月 20 日）以上	20
		(2) 週 4 日（または月 16 日～ 19 日）	16
		(3) 週 3 日（または月 12 日～ 15 日）	12
		(4) 週 2 日（または月 8 日～ 11 日）	8
2	(1) 父母いずれかが不存在		20
3	(1) 延長保育を利用できれば延長保育実施時間帯に保育を必要とする状況になる		4

調整指数			
番号	条 件	調整指数	
1	ひとり親世帯		3
2	延長保育実施時間帯において一定時間以上保育施設等に申込児童を預けている場合		2
3	区外に在住する世帯の場合（転入予定世帯を除く）		－ 4

注 父母で保育指数が異なる場合、いずれか低い方の指数を保育指数として適用する。

◆ 同一指数世帯の優先事項

保育指数と調整指数を合算した指数が同一の場合、次の優先事項を基に利用順位を判断します。

①	練馬区在住者（転入予定者を含む）を優先します。
②	延長保育指数（保護者の状況）の高い児童を優先します。
③	保育料（注）に滞納（既に卒園した児童の保育料に滞納がある場合も含む）がない世帯の児童を優先します。 注 「保育料」には、継続利用の延長保育料を含みます。
④	災害＞不存在＞障害＞疾病＞負傷＞就労＞介護・看護、就学・技能修得（10-（1））＞出産＞就労（内定）＞就学・技能修得（10-（2））＞求職、の類型順で優先します。
⑤	希望保育園等にきょうだいが在園している児童（注）を優先します。 注 利用希望月 1 日時点で、きょうだいが前月から継続して在園する場合に限ります。
⑥	特別区民税（市町村民税）所得割が低額の世帯の児童を優先します。（注） 注 9 月入園の利用調整から⑥の判定に適用する特別区民税（市町村民税）所得割の年度を切り替えます。 令和 9 年 8 月入園の利用調整までは令和 7 年度特別区民税（市町村民税）所得割で、令和 9 年 9 月入園の利用調整からは令和 8 年度特別区民税（市町村民税）所得割で判定します。 注 住民税（特別区民税（市町村民税）所得割）の取扱いについては P.19「住民税について」参照。